

※ 広島県の調達情報ホームページ

<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp>

3 申請資格

次のいずれかに該当する者は、入札参加資格の審査に係る申請を行うことができません。

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者
- イ 測量分野に属する部門、建築一般部門又は不動産鑑定部門に係る入札参加資格の審査に係る申請にあつては、それぞれ測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 55 条、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条又は不動産の鑑定評価に関する法律（昭和 38 年法律第 152 号）第 22 条の規定による登録を受けていない者
- ウ 直近2年間において、入札参加資格の審査を申請する希望業務分野（測量、建築コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務及びその他）について業務を行った実績（年間平均実績高）がない者
- エ 入札参加資格の審査に係る申請を行うときに熊野町の町税、消費税及び地方消費税のいずれかに滞納がある者
- オ 入札参加資格の審査に係る申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかった者
- カ 次の①から③までに掲げる届出の義務を履行していない者
 - ①雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務
 - ②健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
 - ③厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

4 入札参加資格の取消し

入札参加資格の認定後、入札参加資格の審査に係る申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかったことが判明した場合等は、入札参加資格の取消しを行います。

資格の取消しを受けた者は、平成 31 年度及び平成 32 年度において再び入札参加資格の認定を受けることができません。また、平成 33 年度以降についても、その取消しの日から 24 か月を経過する日までは、入札参加資格審査の申請をすること及び資格の認定を受けることができません。

5 入札参加資格の有効期間

この要領で定めるところにより認定する入札参加資格は、その認定の日から平成 33 年 5 月 31 日まで有効とします。ただし、平成 33 年 6 月 1 日以降においても平成 33 年度の入札参加資格の認定が行われていないときは、平成 33 年度の入札参加資格が認定される日まで有効とします。

別表第1

業務部門	業務分野
測量	測量一般
	地図の調整
	航空測量
建築関係建設コンサルタント	建築一般
	意匠
	構造
	暖冷房
	衛生
	電気
	建築積算
	機械設備積算
	電気設備積算
	調査
地質調査	地質調査
補償関係コンサルタント	土地調査
	土地評価
	物件
	機械工作物
	営業・特殊補償
	事業損失
	補償関連
	総合補償
土木関係建設コンサルタント	河川・砂防及び海岸・海洋
	港湾及び空港
	電力土木
	道路
	鉄道
	上水道及び工業用水道
	下水道
	農業土木
	森林土木
	水産土木
	廃棄物
	造園
	都市計画及び地方計画
	地質
	土質及び基礎
	鋼構造及びコンクリート
	トンネル
	施工計画・施工設備及び積算
	建設環境
	機械
電気電子	
その他	不動産鑑定
	登記手続等
	その他

別表第2

添付書類	様式番号
1 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書	様式第1号
2 測量業者登録証明書、建設コンサルタント現況報告書、地質調査業者現況報告書、補償コンサルタント現況報告書、建築士事務所登録証明書、土地家屋調査士登録証明書、計量証明事業者登録証明書、不動産鑑定業者登録証明書及び司法書士登録証明書の写し	
3 営業所一覧表	様式第2号
4 有資格技術職員名簿	様式第3号
5 希望業務実績調書	様式第4号
6 熊野町税の納税証明書（熊野町税に滞納のない証明書）（熊野町総務部税務課にて発行。熊野町税が課税されていない場合は提出不要。）	
7 国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号その3、その3の2、その3の3のいずれかによる納税証明書（消費税及び地方消費税に係るもの）又はその写し	
8 委任状（代表取締役などから支店長などに対する委任事項が記載されたもの）	様式第5号
9 健康保険、厚生年金保険、雇用保険（以下「社会保険等」という。）の加入状況を確認できる書類の写し（社会保険等に加入義務がない場合又は適法に他の保険に加入している場合を除く）	
10 申出書	様式第6号
11 法人……直前一年の事業年度についての、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表 個人……直前一年の事業年度についての、貸借対照表及び損益計算書	
12 法人……登記事項証明書（商業登記簿謄本）の写し 個人……身分証明書又はその写し	

注1 添付書類については、入札参加資格の審査に係る申請を行う日を基準日として作成すること。また、第10項に定める書類については社会保険等に加入義務がない者又は適法に他の保険に加入している者が提出するものとする。

2 第2項に定める書類のうち各証明書、第6項、第7項及び第12項に定める書類は、入札参加資格の審査に係る申請を行う日の3か月前の日以降に発行されたものを添付すること。

3 建設コンサルタント登録業者が土木関係建設コンサルタント業務を、地質調査業者登録業者が地質調査業務を、補償コンサルタント登録業者が補償関係コンサルタント業務をそれぞれ希望する場合は、各登録規程による現況報告書の副本の写しの提出があれば、第11項、第12項に定める書類については提出を省略することができる。ただし、提出する現況報告書の副本の写しは、国土交通大臣に提出し、その確認印を受けたものであることとし、また、希望業務が各登録規程に定める登録部門の範囲内である場合に限る。

4 入札参加資格の審査に係る申請を行う日までに直前1年の事業年度の財務諸表の調製が完了しない場合は、第11項にかかわらず、直前1年の事業年度の前年度の財務諸表とする。

5 第8項に定める書類については、定めた項目のすべてについて記載されているものであれば、申請者が独自に作成したもので代えることができる。

6 受領書が必要な者は、返信はがき等を必ず提出、又は同封すること。